

# 次は、 協力雇用主

新たな出発には、あなたのちからが必要です。

協力雇用主、語る  
雇用主をサポートする  
制度の紹介



刑務所出所者等を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」を募集しています。

法務省 厚生労働省  
更生保護法人 日本更生保護協会  
特定非営利活動法人 全国更生保護就労支援会



いつか自分も  
協力雇用主  
になる。

親父だと  
思つてます。

初めて貯金した。

部下が、できました。

誰からもほめられたことがなかったのに、  
心からほめてくれた。

あの時、  
本気で叱ってくれたから  
今の自分があります。  
仕事に  
救われた。

※写真はイメージです。

# 大きなはじめの一歩のために

## なぜ

犯罪や非行をした人に就労の支援をするのか…不思議に思われるかもしれません。

犯罪や非行をした人を排除するばかりでは、安全・安心な社会を実現することはできません。これらの人たちが社会に帰ってきたとき、その更生の決意を支え、立ち直れるよう援助し、健全な社会の一員とすることが必要です。

特に職に就き、責任のある社会生活を営むことは、立ち直りに向けた大きなはじめの一歩になるのです。

### 就労に向けて

#### 刑務所等や少年院では

刑務作業や職業訓練・補導を通じて、就労に必要な能力や態度を培います。



#### 保護観察所では

保護司など民間ボランティアとともに、社会生活に適応するための指導や助言を行っています。

また身元保証システム（6ページ参照）の窓口となります。



#### 公共職業安定所（ハローワーク）では

職業紹介サービスのほか、事業所見学会、職場体験講習など（5ページ参照）、就職に資するさまざまな支援サービスを提供します。



## 協力雇用主

助  
けられたのは、  
むしろウチらだよ。



(有)調布清掃 総務課長 加納 啓有さん

近所の保護司さんの紹介で、非行をしてしまった少年を雇いはじめました。最初は先輩たちに「あいさつをちゃんとするんだぞ」と怒られていきましたが、すぐに改善されましたね。少年の事情を知っているのは幹部だけなので、非行少年だという先入観がない同僚たちからの評価が高いっていうことは、少年の真面目な仕事ぶりが本物であると思いました。

待遇も他の従業員と何一つ変わりがありません。ウチの仕事は厳しいので若者はすぐ辞めてしまいがちですが、むしろ彼らはけっこう根性があります。彼らの立ち直りを手伝おうと雇いはじめたのですが、助けられたのはむしろ会社のほうですね。

嬉しかったのは、働きながらも苦労して定時制の高校を卒業したこと。この時は、協力雇用主をやっていて本当に良かったと思いました。

ハローワークの紹介で面接してみて、自分たちが良いと思った人はこれからも雇います、ウチは過去にはこだわりません。



協力雇用主、語る



昭栄重設(有) 代表取締役 中川 昭文さん・幸子さん

(昭文さん)

昔からやんちゃな子は雇っていましたが、保護観察中の子は、協力雇用主になってから初めて雇いました。彼の過去ではなく、彼がここで働いてどう成長できるかが大切なことだと思っていたから。

家族思いなヤツでね、お母さんや弟たちのために一生懸命働いてましたよ。

保護司さんや保護観察官もよく指導してくれたので、あいさつもきちんとできるようになりました。

出会った時、良い目をしてるなあって思ったんです。働く意欲が満ちあふれている目でした。

(幸子さん)

主人は昔から出会いを大切にしている人で、自然に雇い入れました。私も不安はありませんでした。

仕事の厳しさや楽しさを感じることで、一人立ちできるようにお手伝いをするのが協力雇用主の本来の目的だと思います。でも母親の愛情もちょっぴり役立てたかしら。

働きたい、  
そんな目をして  
いた。

# 協力雇用主の皆様にお願いしたいこと

## 事業所見学会の受入れ

実際の職場や社員寮等を見学することにより、刑務所出所者等の就労への意欲を引き出します。

## 職場体験講習の受入れ

5日～1か月  
程度

刑務所出所者等が、実際に職場環境や業務を体験することにより、就業への自信をつけます。

講習委託費（最大24,000円）をお支払いします。

## 刑務所出所者等の雇用

原則として  
3か月間

どんな人か心配…というときは  
**短期間の試行雇用（トライアル雇用）**  
の制度が利用できます。

トライアル雇用奨励金（最大月額4万円を3か月間）  
を受け取れます。

ハローワーク職員が、雇用主や本人に対し、電話等  
でフォローアップをし、相談に応じます。

※ 刑務所出所者等とは、刑務所を出した人、少年院を出院した人、保護観察を受けている人などです。

※ 雇用保険等社会保険に加入していない事業者については、講習委託費、トライアル雇用奨励金の支給を受けることができません。

# 協力雇用主 Q & A

Q1

協力雇用主の登録制度とはどんなものですか。

協力雇用主の事業内容や雇入れ条件等について保護観察所に登録いただき、保護観察所と公共職業安定所がその情報を共有して、犯罪や非行をした人の就職を円滑に進めようとするものです。

Q2

パート・アルバイトや派遣社員のみの求人でも、  
協力雇用主として登録できますか。

ぜひ登録をお願いします。刑務所出所者等の中には、まずアルバイトから…と考える人もいます。もちろん、刑務所出所者等の生活が安定したものになるとという観点からは、正社員で雇用していただくのが望ましいです。

Q3

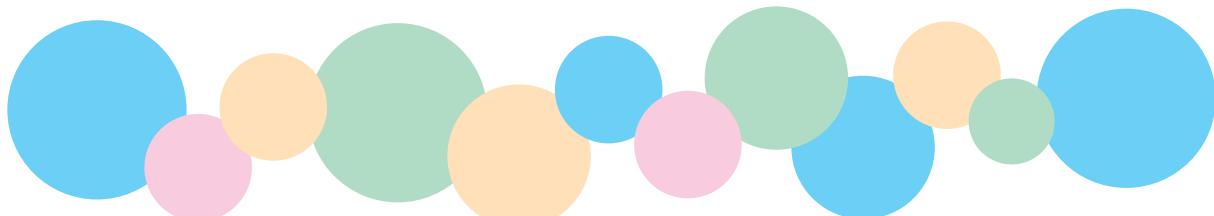
トライアル雇用の終了後、刑務所出所者等を雇用しなかった場合には、  
トライアル雇用奨励金は支給されないのでしょうか。

そのような場合でも奨励金は支給されます。ただし、トライアル雇用期間中に、雇用主の都合により解雇したときには、支給対象になりません（刑務所出所者等の責めに帰すべき理由により解雇した場合や自ら退職した場合などは、支給対象になります）。

Q4

刑務所出所者等を雇用する場合には、  
身元保証はしてもらえるのですか。

本人が身元保証人を見つけるのが原則ですが、就労時の身元保証人が確保できない人について必要と認められるときは、1年間身元保証をし、本人が雇用者に対して業務上の損害を与えた場合には、100万円を限度として、見舞金を支払う身元保証制度があります（雇用主側の負担はありません）。



## 協力雇用主の力

無職者  
39.6%

無職者と有職者では、  
再犯率が大きく異なっています。

有職者  
7.3%

(平成17年)

協 力 雇 用 主

という社会貢献、やってみませんか。

- 登録のお申し込みやお問い合わせは、最寄りの保護観察所へ